

別紙様式第2（第2(1)及び(5)関係）

特定随意契約の公表について

地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第3号の規定を受けた鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号。以下「契約規則」という。）第21条の3の規定に基づく随意契約（以下「特定随意契約」という。）に係る契約を締結するため、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

鳥取市長 深澤 義彦

公表事項		内 容
契約の対象区分		令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	鳥取市佐治町総合支所庁舎清掃作業委託業務
	規格・品質等	鳥取市佐治町総合支所庁舎内外の清掃
	数量等	鳥取市佐治町総合支所庁舎内の玄関・トイレ・各部屋・ホールの清掃及び窓拭き等。庁舎外については敷地内の清掃、除草作業のうち4～5か所を毎日実施。（ただし土・日・祝日等の閉庁時は除く）
	納入場所又は履行場所	鳥取市佐治町総合支所敷地内
	納入期限又は履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契約締結予定日		令和4年4月1日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 別記個人情報取り扱い事項を遵守できること。 (2) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。 (3) 契約の内容に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市佐治町加瀬木2519-3 鳥取市佐治町総合支所 地域振興課 電 話 0858-88-0211 F A X 0858-89-1552
契約申込みの期限		令和4年3月18日
契約の相手方の決定方法及び選定基準		(1) 鳥取市優先調達推進を図るための方針に規定する障がい者就労施設等であること。 (2) 契約の内容をを確実かつ適切に履行できること。 (3) 本市の予算額の範囲であること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者(以下、乙)という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の利益権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6条 乙は、委託者鳥取市(以下、甲)という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を該当事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾あるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、

甲の承諾あるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知った時は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(雑則)

第12条 本契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ処理するものとする。